

# 知らないと損する 障害基礎年金!!

年 金 額			
1 級	993,100円	2 級	794,500円

障害基礎年金は、障害が残った場合に受けることのできる年金です。但し、20歳以上65歳未満の老齢基礎年金を受給していない人で、次のいずれかの納付要件を満たしていなければなりません。☒

- ☒ 20歳から初診日の前々月までの加入可能期間中、2/3以上保険料の納付が免除があること。☒
- ☒ 初診の前々月から遡って1年間保険料の納付が免除があること。(時限措置)☒

※20歳以前に初診日がある場合でも申請できますが、本人の所得制限があります。☒  
 ※未納が多いと障害基礎年金が受けられなくなります。納付が困難な場合は、免除制度がありますので年金係で相談して下さい。(障害基礎年金を申請する場合、免除は納付と同じ扱いになります)☒

**11月は「国民年金制度推進月間」自分の年金について確かめてみましょう!!**☒  
 平日に市役所へ来られない方は…日曜相談窓口 H16年11月28日、12月12日(日) 午前9時～午後6時☒

詳しくは、市民課年金係まで ☎098-893-4411(内線117) <http://www.ginowan.okinawa.jp/>

## 税金

### 納期限までに 納められないときは 必ず納税相談を!

●納税スケジュール

平成16年12月27日 固定資産税3期  
 平成17年 1月31日 市県民税4期  
 2月28日 固定資産税4期

税金を納期限までに納付しない場合、延滞金が加算されます。☒

## 宜野湾市市税等 収納確保対策本部

11月から12月にかけて市税(固定資産税・市県民税・軽自動車税・法人市民税)、国民健康保険税、介護保険料の収納確保のため、課長等を動員した全庁体制で電話催告、戸別訪問を実施致します。未納のある方はお早めに納付をお願い致します。☒

お問い合わせ・納税相談は☒  
 宜野湾市役所納税課 893-441内線(246~255)☒

## 憩いと平和の景勝地

嘉数高台は沖縄戦の激戦地として知られたところですが、東シナ海まで一望できる景勝地でもあることから戦後間もなく展望台が設置されました。一九七五(昭和五〇)年からは七年計画で整備が行われましたが、一九七八(昭和五三)年十月から施設を備えた本格的な公園としての整備が着手され、一九八〇(昭和五五)年十一月三日にオープンを迎えました。総工費七億七千二百万円をかけ、約三万三千七百平方メートルの敷地に、遊具やベンチ、散策路を設けた子どもからお年寄りまでが楽しめる公園のオープンは、当時市民の間でも話題になったことでしょう。☒

一九六〇年代か

「宜野湾市史への問い合わせ」  
 教育委員会文化課 ☎893-4431

# 茶

## ぐわーゆんたく

⑦

公園整備が始まった当初の嘉数展望台☒  
(1979年頃)☒